

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

市は事業者の立場もあることから、自ら行う事業に対する事前の環境配慮対策や所有・管理する施設における環境保全対策などを推進していきます。

また、各部課の連携のもと、全庁的な合意形成と本計画の効果的な推進を行うため、生活環境部次長を議長とし関係各課の課長で構成する「環境保全会議」を設置しており、市が実施する環境に関する施策・事業のマネジメントを行います。

(2) 審議機関

本市では、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的な事項について調査・審議するため、学識経験者・関係行政機関の職員・一般公募に応じた市民などにより構成される「石巻市環境審議会」を設置しています。

環境審議会は、環境基本計画の実施にあたって、専門的見地から目標の達成状況や施策の進捗状況の点検・評価を行います。

(3) 市民・事業者との連携

本計画を着実に推進し、効果を上げていくためには、市民・事業者・市の各主体が共通の認識のもとで、それぞれの役割を果たしながら、連携・協力していくことが不可欠です。

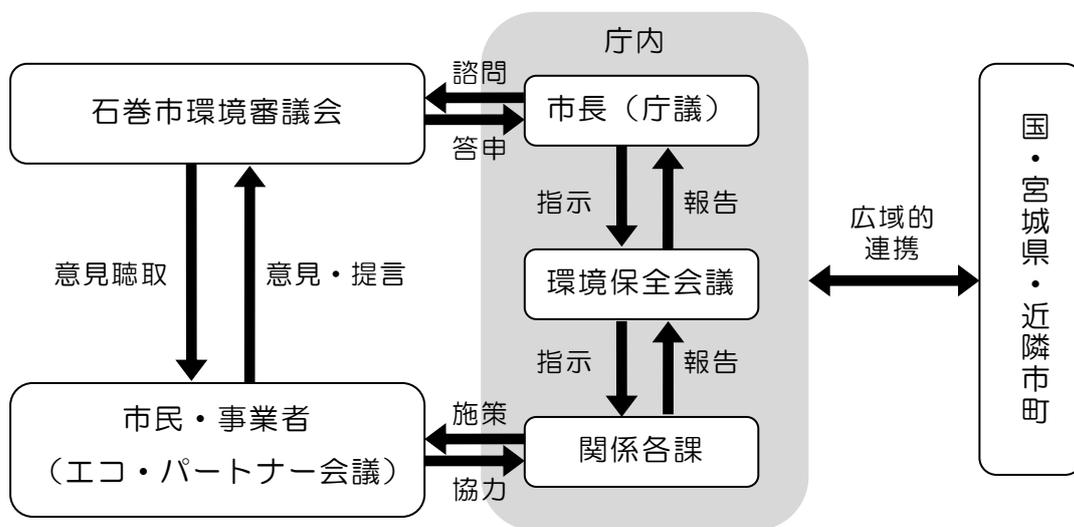
このため、本市では市民・事業者・NPOなどで構成される「エコ・パートナー会議」を開催し、市の施策への協力や本計画への意見・提言を得ることとします。

(4) 広域的な連携

本市の環境は近隣の市町とつながっており、また地球規模の環境問題など市域を越えた問題もあるため、広域的な連携を進めていく必要があります。

こうしたことから、計画を効果的に推進していくために、国・宮城県・近隣市町などの関係機関と連携を図り、適切に対応していきます。

■環境基本計画の推進体制



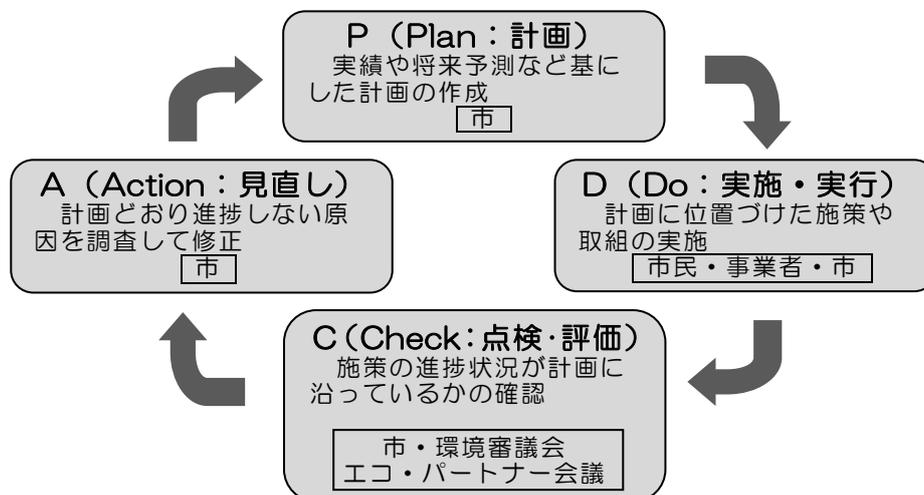
2. 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルによる進行管理

本計画を実効性のあるものとしていくためには、計画に位置づけた施策を着実に実施し、その進捗状況や成果（目標の達成状況）を点検・評価し、更にそれを次の実施へとフィードバックさせていく仕組みづくりが重要です。

本計画では、[Plan（計画）] → [Do（実施・実行）] → [Check（点検・評価）] → [Action（見直し）] のサイクルを確立し、継続的に計画の進行を管理します。

■PDCA サイクルによる進行管理のイメージ



(2) 点検・評価結果の公表

環境審議会は、市長の諮問を受け、本計画に掲げた施策やリーディング・プロジェクトの実施状況、指標の達成状況などに関する点検・評価を毎年実施し、市長に答申します。

なお、総合指標に位置づけた市民の満足度など一部の指標については、数年に一度の間隔で点検・評価を行うこととします。

市は、その結果を本市の環境白書である「石巻の環境」や市のホームページにおいて公表します。

(3) 計画の見直し

本計画については、環境審議会による毎年の点検・評価の結果や「パブリック・コメント」などによる市民・事業者からの意見などを踏まえ、目標年次の中間年である平成 32 年度を目途に中間見直しを行うこととします。

なお、計画に位置づけられた環境目標やそれを実現するための個別の施策などについては、東日本大震災からの復旧・復興の進展や社会情勢の変化に応じて、柔軟かつ適切に対応することとします。